

接続料規則の一部改正について

(諮問第 3 0 5 7 号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	改正概要	3
3	新旧対照表	5

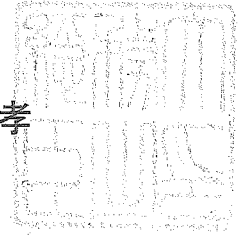
・ 接続料規則の一部を改正する省令案



諮 問 第 3 0 5 7 号
平 成 2 5 年 5 月 7 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第4項第1号口の規定による第一種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

接続料規則の一部改正について

I 主な改正の概要

- (1) 地域 I P 網の中継局接続機能のアンバンドル機能からの削除（接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）第 4 条の表 6 の 2 の項関連）

東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。）においては、順次地域 I P 網から NGN (Next Generation Network) への移行を開始しており（※）、当該移行により、地域 I P 網の中継局接続機能は、NGN の中継局接続機能に移行された。

これに伴い、地域 I P 網の中継局接続機能は、アンバンドル機能として不要となったため、関係規定を削除するものである。

また、平成 26 年度の NGN の中継局接続機能に係る接続料について、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が NGN の中継局接続機能の接続料に係る接続約款の変更認可申請を行った日又は平成 25 年 12 月末のいずれか遅い日において当該機能を新たに利用する電気通信事業者が存在せず、他の電気通信事業者が当該機能を利用する旨の接続の請求を行っていない場合には、平成 26 年度における NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域 I P 網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することができるよう改正省令の附則において規定するものである。

なお、平成 25 年度接続料の認可申請の際には、NTT 東西より、接続料規則第 3 条ただし書に基づき、地域 I P 網に係る中継局接続機能について、接続約款から関連する規定を削除する旨及び当該機能に係る平成 25 年度の調整額相当額を NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に加えて接続料を算定する旨の申請が行われた。これらの申請については、地域 I P 網の接続機能の NGN の接続機能への移行に伴い、地域 I P 網の中継局接続機能の利用がなくなること、また、地域 I P 網の接続事業者は NGN の接続事業者に移行し、地域 I P 網と NGN の中継局接続機能について実質的に利用する接続事業者に変わりがないことから、総務省において許可を行ったところである。

※ 具体的には、NTT 東西は、平成 23 年度から NGN に新たに收容ルータを設置し、従来地域 I P 網の收容ルータに收容していた回線について收容替えを行っており、一部サービス（NTT 東日本においてはフレッツ ADSL 及びフレッツ ISDN。NTT 西日本においては B フレッツ、フレッツ ADSL 及びフレッツ ISDN）を除き、平成 24 年度末までに移行が完了した。なお、地域 I P 網から NGN への移行の対象となっていない上記一部サービスについては、引き続き地域 I P 網の收容ルータを使用している。

- (2) FTTR（※）に係る下部端末回線のアンバンドル機能に係る接続料設定の例外（接続料規則第 17 条の 2 関連）

※ NTT 東西の局舎からき線点付近まで（上部区間）を光ファイバ回線、き線点付近から利用者宅まで（下部区間）をメタル回線で提供するブロードバンドサービス。

特別帯域透過端末回線伝送機能（F T T Rに係る下部端末回線）については、平成 22 年度中に回線数が 0 となって以降利用実績がなく、需要が 0 となっていることから、接続料規則第 17 条の 2 第 3 項に規定された方法に基づいて需要を分母として接続料を算定することができない状況となっている。

特別帯域透過端末回線伝送機能は、メタル設備のみを用いて提供される機能の一部であることから、実際の需要がなくとも、き線点付近から利用者宅まで（下部区間）のメタル設備に係る費用を特に算出して接続料を設定することが可能である。

また、特別帯域透過端末回線伝送機能は、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得るものであり、当該機能について、現時点で利用実績がないことをもって今後も当該機能の利用見込みがないとまではいえない状況である。

このため、特別帯域透過端末回線伝送機能に係る回線数が 0 である場合には、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことにより、当該機能に係る接続料を設定するものとする規定を追加する。

なお、平成 25 年度接続料の認可申請の際には、N T T 東西より、接続料規則第 3 条ただし書に基づき、特別帯域透過端末回線伝送機能についてメタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で除すことにより接続料を設定する旨の申請が行われ、総務省において許可を行ったところである。

Ⅱ 施行日

施行期日は公布の日とする。

接続料規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇七 （略）</p> <p>八 特別第一種指定ルータ <u>第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定ルータ以外のものをいう。</u></p> <p>九 〇一三 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）及び第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 〇七 （略）</p> <p>八 <u>特別第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、一般第一種指定中継ルータ以外のものをいう。</u></p> <p>九 特別第一種指定ルータ <u>特別第一種指定収容ルータ及び特別第一種指定中継ルータをいう。</u></p> <p>十 〇一四 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（機能）</p> <p>第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次</p>

		機能の区分		内容		対象設備	
六の二 ルーテ イング 伝送機 能		一般收容 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能		(略)		(略)	
		他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定收容ルーテで接続す る場合における特別第一 種指定ルーテ及び伝送路 設備により通信の交換及 び伝送を行う機能				特別第一種 指定ルーテ 及び当該特 別第一種指 定ルーテに 係る伝送路 設備並びに これと一体 として設置	

の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

		機能の区分		内容		対象設備	
六の二 ルーテ イング 伝送機 能		一般收容 ルーテ接 続ルーテ イング伝 送機能		(略)		(略)	
特別中継 ルーテ接	他の電気通信事業者の電 気通信設備を特別第一種 指定收容ルーテで接続す る場合における特別第一 種指定ルーテ及び伝送路 設備により通信の交換及 び伝送を行う機能					特別第一種 指定ルーテ 及び当該特 別第一種指 定ルーテに 係る伝送路 設備並びに これと一体 として設置	

の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を次の表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

六の三〇十四 (略)	関門交換機接続ルーター送信機能	(略)	される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考

一〇三(略)

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額(特別帯域透過

六の三〇十四 (略)	関門交換機接続ルーター送信機能	(略)	される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考

一〇三(略)

第十七条の二 第四条の表一の項(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は回線数を単位として設定するものとする。

2 前項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価の総額(特別帯域透過

端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)が零である場合にあつては、第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもって設定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「事業者」という。)は、当該事業者が平成二十六年四月一日に開始する事業年度に適用する一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料に係る接続約款の変更認可申請を行った日又は平成二十五年十二月三十一日のいずれか遅い日において当該事業者の一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用する電気通信事業者と平成二十四年四月

端末回線伝送機能に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。)で除して得た額をもって設定するものとする。

3 第一項の機能(特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもって設定するものとする。

一日に開始する事業年度において当該事業者の特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用して電気通信事業者とが同一の者であつて、当該日までに当該者以外の電気通信事業者から当該事業者の一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能を利用する旨の接続の請求を受けていない場合には、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、新規則に基づき算定した平成二十六年四月一日に開始する事業年度に適用する一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能に係る接続料の原価に、この省令による改正前の接続料規則第十二条の二第一項第六号に定める式により計算した特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能に係る調整額を加えて算定することができる。